

令和7年5月12日

自由民主党 日本ケアマネジメント推進議員連盟

会長 尾辻 秀久 先生

会長代行 衛藤 晟一 先生

一般社団法人

日本介護支援専門員協会

会 長 柴口 里則

日本介護支援専門員連盟

会 長 初山 昌平

質の高いケアマネジメントの維持継続に関する要望について

日頃より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め、幅広い支援を行っております。また、介護保険法において、ケアマネジメント専門職として、その重責を認識して、その役割を果たしてきました。

利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、生活に必要な市町村独自サービスの開発、災害時の被災者支援等、年々高い専門性が求められてきています。

また、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種サービスの提示と説明をし、利用者の状態に応じ、意思決定を支援しております。

さらに、近年、ひとり暮らし高齢者の増加に伴う、家族機能の低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポート等、多様な支援ニーズが増え、厚生労働省の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」でも指摘されているように、介護支援専門員が本来の業務以外の支援でありながら、必要に迫られて、やむを得ず無報酬で対応する場面も増加しております。

このように様々な課題が拡大している中で、処遇の問題や過剰な業務負担が顕在化するとともに、カスタマーハラスメント等の問題が深刻化するなど過酷な業務の実態もあり、離職や介護支援専門員実務研修受講試験の受験者の減少等により、介護支援専門員および主任介護支援専門員の人材確保については、より深刻化しております。

居宅介護支援事業所は人員規模も小さく、経営基盤は他の介護保険サービスに比して弱く、ケアマネジメントに関する報酬・基準を検討するにあたっては、居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りと介護支援専門員の魅力を高めていくため、下記の通り、より適切に評価していただくことに格別のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

1. 介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保・定着へ向けた処遇改善、居宅介護支援事業所の評価をお願いしたく、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員、主任介護支援専門員について、処遇改善加算等の対象化または介護報酬の引き上げによる処遇改善をお願いします。

【要望理由】

介護支援専門員の人材確保は、近年急速に困難になってきており、直近の有効求人倍率（中央福祉人材センター「福祉分野の求人・求職動向 令和6年2月暫定版」）は9.44倍で、同じ調査による介護職員（6.37倍）を大きく超える状況となっています。

これまで、介護職員をはじめ同職員が配置される施設や事業所等に対しては、処遇改善加算等を原資として、介護支援専門員に対しても、一部の施設や事業所において配分による賃金改善が行われていますが、居宅介護支援事業所は、処遇改善加算の対象となっていないため、他の事業所や施設と比して処遇改善が行われにくい環境にあります。令和5年度介護事業経営実態調査では、介護老人福祉施設の介護福祉士の1人当たり月額賃金が420,009円（介護老人保健施設405,016円）に対し、同調査における居宅介護支援事業所の介護支援専門員の賃金は389,196円と下回っている状況にあります。介護支援専門員は、介護福祉士等の実務経験5年を経て受験が可能となり、そのうえで実務研修を修了した後に登録を受けて資格を取得、さらに5年ごとの更新研修制度があります。このように経験技能が求められる中、介護福祉士との給与費が逆転しており、介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保がままならない状況となっています。また、居宅介護支援事業所の休止廃止数（令和6年332事業所廃止、283事業所休止）は他の介護保険サービスに比べ最も多い状況にあります。

このため、介護支援専門員の人材確保・定着へ向けて処遇改善の実現のため、処遇改善加算等の対象化または介護報酬の引き上げをお願いいたします。

2. 誰でも公平にケアマネジメントの支援が受けられ、要介護状態等となっても安心して生活ができるように、居宅介護支援費・介護予防支援費に関しては、現行給付の維持を希望します。

【要望理由】

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や、介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止やヤングケアラーのための相談支援や8050問題などの世帯全体への支援、生活に必要な市町村の独自サービスの開発、災害時の被災者支援、地域福祉の増進など、その役割は年々大きくなっています。

さらに、近年、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する生活課題の顕在化に伴い、入院時のサポートや見守り、介護保険以外の相談支援の機会が増えており、介護支援専門員が必要に迫られて対応するケースも増加しております。

このため、誰でも公平にケアマネジメントの支援が受けられ、要介護状態等となっても安心して生活ができるように、居宅介護支援費・介護予防支援費に関しては、現行給付の維持を希望します。何卒ご配慮をお願いいたします

以上